

中空知衛生施設組合競争入札参加資格登録申請の手引き

令和7・8年度 定期申請  
(建設工事編)

中空知衛生施設組合

## 1. 競争入札参加資格登録審査の概要

この手続きは、令和7年度、令和8年度で中空知衛生施設組合が実施する建設工事の請負に係る競争入札参加資格審査申請の申請方法や注意事項などについて示したものです。なお、資格を有することにより自動的に、または直ちに発注があるということではありません。

## 2. 入札参加資格審査に申請するために必要な資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号(以下、「政令」という。))第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- ② 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 納付すべき税の滞納がないこと。
- ④ 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。
- ⑤ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。また、受任先を設定する場合は、受任先において申請する工種に係る建設業の許可を有していること。
- ⑦ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。また、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において申請する工種の総合評定値(P点)があること。
- ⑧ 審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。
- ⑨ 経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。

### <資格要件の特例>

上記⑧において、営業年数に係る要件が設けられている場合であっても、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された事業協同組合及び企業組合並びに中小企業 団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、営業年数に係る資格要件は適用しない。ア)中小企業庁(各地方経済産業局等)が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。イ)企業組合及び協業組合にあつては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

### 3. 入札参加資格審査の申請について

#### 3-1 提出方法

原則、**郵送**により資格審査申請の受付を行いますので、競争入札参加資格を希望する方は、期間内に申請してください。資格審査期間内に到着したものに限り受付し  
ず(**消印有効**ではありません。)

電子メール、ファックス等での申請は出来ません。

受付確認表の送付はいたしませんので、郵送の方法は簡易書留、レターパック等で配  
達記録が確認できるものとします。

申請書類の到着確認および審査状況の問い合わせは、対応いたしかねます。

※名簿に登載された場合、競争入札参加資格者登録通知書を送付いたしますので、  
郵送料**110円分の切手を貼付した長形3号封筒を同封**して下さい。

#### 3-2 提出期間

令和6年12月23日(月)から令和7年1月15日(水)まで【**提出期間末日必着**】

※郵便事情が悪いことが予想されますので、早めに申請をしてください。

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日の閉庁日を除く日の

午前9時から午後4時まで。

#### 3-3 提出先

〒073-0026

北海道滝川市東滝川760番地1

中空知衛生施設組合事務局

電話 0125-75-3800

#### 3-4 申請が可能な業種

申請できる建設工事の業種は「**タイル・れんが・ブロック**」および「**機械器具設置**」に  
限ります。

#### 3-5 審査基準日

令和7・8年度入札参加資格申請における審査基準日は**令和6年12月1日**です。

#### 3-6 入札参加資格の有効期間

令和7・8年度入札参加資格の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日  
までの2年間です

入札参加資格の有効期間中に申請事項に変更があった場合は、入札参加資格の再  
審査又は申請内容の変更届が必要となります。

#### 3-7 申請にあたっての注意事項

- ・インターネットによる電子申請またはファックスによる申請はできません。
- ・申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、  
補正をさせていただくことがあります。

- ・申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、資格が取り消されることがあります。
- ・提出された書類の内容について、後日事務局から問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の原本または写しを保管するようにしてください。
- ・書類に不備又は誤記等がある場合は補正等をしていただかない限り、受付できません。
- ・行政書士による代理申請も可能ですが、その場合は、必ず【第8号様式】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状を提出してください。
- ・名簿に登載された場合、競争入札参加資格者登録通知書を送付いたしますので、郵送料110円分の切手を貼付した長形3号封筒を同封して下さい。

#### 4. 提出書類に関する注意事項

##### ①【第1号様式】競争入札参加資格審査申請書(建設工事)

- ・【第1号様式】競争入札参加資格審査申請書(建設工事)は所定の様式を使用して作成してください。
- ・希望する登録業種が複数に跨る場合は、それぞれ別様で作成してください。
- ・申請に係る連絡先、担当者について必ず記入して下さい。

##### ② 経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)

- ・建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出して下さい。
- ・経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)は審査基準日が令和5年9月2日以降のものでかつ、複数ある場合はそのうち最新のものを提出して下さい。ただし、決算期が6月から8月の場合は、申請日時点で有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)を提出することで足りることとします。
- ・総合評定値(P点)が無い業種は入札参加資格を希望することが出来ません。
- ・「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のいずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。(「有」または「除外」となっていること)
- ・経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の「その他の審査項目(社会性等)」において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」がある場合で、審査基準日までに未加入保険に加入した場合には、事務局にご相談ください。

### ③【第3号様式】工事経歴書

- ・決算報告書に添付した工事経歴書(様式第3号)を直近1カ年分の決算分を提出してください。
- ・決算報告書に添付した資格を希望する工種だけ提出してください。
- ・配置技術者の欄は記入する必要はありません。(記入があっても可)
- ・任意様式でも作成しても構いません。

### ④【第4号様式】建設工事技術者名簿(道内関係分)

- ・令和6年12月1日時点で道内の本店、支店、営業所等に在籍する有資格者について、【様式4】に記入してください。対象とする資格の種類は表-7、表-8に示すとおりです。これら以外の資格については記入不要です。
- ・建設業監理技術者資格者証交付番号欄は、当該資格者証の交付を受けている方について、その交付番号を記入してください。
- ・同一資格で複数の等級(1級と2級など)の資格を有している場合は、上位等級のみ記入してください。
- ・任意様式でも作成しても構いません。

表 資格の種類

資格の名称	等級	資格の名称	等級
技術士	-	建設機械施工管理技士	1級
建築士	1級		2級
	2級	土木施工管理技士	1級
	木造		2級
建築設備士		建築施工管理技士	1級
消防設備士	甲種		2級
	乙種	電気工事施工管理技士	1級
給水装置工事主任技術者	-		2級
電気工事士	1種	管工事施工管理技士	1級
	2種		2級
電気主任技術者	1種	電気通信工事施工管理技士	1級
	2種		2級
	3種	造園施工管理技士	1級
			2級

表 監理技術者資格者の種類

監理技術者の名称
土木工事
建築工事
電気工事
管工事
鋼構造物工事
舗装工事
造園工事

#### ⑤代表者身分証明書 ※個人事業主の場合

- ・申請者が、**個人事業主の場合は必ず提出**してください。
- ・申請者の本籍を管轄する市区町村長が発行する身分証明書をいいます。
- ・**令和6年9月1日以降に発行**されたものに限りです。

#### ⑥登記事項証明書 ※法人の場合

- ・申請者が**法人の場合は必ず提出**してください。
- ・法務局に登録された商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条に規定する登記事項証明書のうち、**令和6年9月1日以降に発行**されたもので、**履歴事項全部証明書**に限りです。
- ・非営利法人(財団法人等)の方が申請される場合は、登記事項証明書に代えて、定款(又は寄附行為)及び貸借対照表を提出してください。

#### ⑦建設業許可通知書

- ・建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」をいいます。**建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出**してください。
  - ・**建設業許可の有効期限が切れているものは受け付けません**。有効期間の末日が申請日現在有効であるものに限りです。
  - ・建設業許可通知書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も併せて提出してください。(一部廃業届の写しなど、許可行政庁の受理済印のある「申請者用控」の写しのあるもの。)
- ※一般・特定の区分、許可業種ごとの許可年月日等が異なる場合、通知書が複数となることがありますので、書類の添付漏れがないようにご確認ください。

## ⑧建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書

- ・「建設業退職金共済組合」、「中小企業退職金共済組合」、「特定退職金共済団体」等に参加している場合は、各団体が発行する加入・履行証明書を提出してください。
- ・建退共に参加しているものの、証紙購入実績がないなどの理由で加入・履行証明書の提出ができない場合は、共済契約者証の表紙をコピーして提出してください。
- ・加入・履行証明書が提出できない場合で、自社による退職一時金制度がある場合は、それを証明する資料(定款等)を提出してください。

## ⑨【第5号様式】使用印鑑届

- ・【第5号様式】使用印鑑届は所定の様式を使用して作成してください。
- ・使用印鑑届は所定の様式に実印、使用印をそれぞれ押印してください。
- ・使用印の欄に契約の締結等で使用する印鑑を押して提出してください。(印影がぼやけている、不明瞭なものは不受理となる場合があります。)なお、**契約に使用する印鑑は役職名がわかるもの**としてください。

## ⑩【第6号様式】暴力団排除に関する誓約書

- ・【第6号様式】暴力団排除に関する誓約書は所定の様式を使用して作成してください。
- ・**法人・個人に係わらず、必ず提出**してください。

## ⑪【第7号様式】委任状

- ・【第7号様式】委任状は所定の様式に、実印、使用印をそれぞれ押印してください。
- ・本店の代表者が支店又は営業所の代表者に2年(度)間通じて入札・見積、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領などの**権限を委任する場合は必ず【第7号様式】委任状を提出**してください。
- ・委任状提出後、本店の代表者(委任者)及び権限を委任された支店又は営業所の代表者(受任者)が変更となった場合などは、新たな年間委任状を提出してください。
- ・権限を委任する場合は、**委任先の支店又は営業所が、申請する工種の建設業許可を有している必要があります。**



## ⑫【第8号様式】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

- ・行政書士の方が代理申請される場合は、【第8号様式】競争入札参加資格申請に関する**代理人の委任状が必要**となります。
- ・会社の従業員や支店の社員の方などが申請書を作成し提出される場合は代理申請ではありませんので、委任状の提出は必要ありません。
- ・**委任者の押印**が必要です。
- ・【第8号様式】代理人の委任状のひな形データを使用し作成してください。

## ⑬決算書(財務諸表)

- ・審査基準日直近の**1年度分**を提出してください。
- ・申請者が法人の場合は、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出してください。
- ・申請者が個人事業主の場合は、次の書類を提出してください。
  - ア)青色申告書を提出した方…確定申告書、資産負債調及び損益計算書
  - イ)その他の方…確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類

## ⑭納税証明書

- ・令和6年9月1日以降に発行されたものに限ります。

### 納税証明書の種類

#### 1)国 税

- ア)証明が必要な税目は、**消費税及び地方消費税**です。
- イ)**税務署が発行したもの**を提出してください。
- ウ)納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、申請者が個人事業主の場合は「その3の2」、申請者が**法人の場合は「その3の3」**となります。

#### 2)都道府県税

- ア)本店が所在する都道府県に対し、**納税義務のある全ての税目**について滞納がないことの証明書を提出してください。
- イ)受任者がいる場合は、申請者(本店)と受任者(支店・支所等)が所在するそれぞれの都道府県の証明書を提出してください

#### 市町村税(特別区にあっては都税)

- ア)本店が所在する市区町村に対し、**納税義務のある全ての税目**について滞納がないことの証明書を提出してください。
- イ)受任者がいる場合は、申請者(本店)と受任者(支店・支所等)が所在するそれぞれの市町村の証明書を提出してください。

## ⑮【第10号様式】納税状況に確認に係る承諾書

- ・【第10号様式】納税状況に確認に係る承諾書は所定の様式を使用して作成してください。